



温室効果ガス排出抑制計画書等の提出状況 【令和7年度(令和6年度実績)版】



令和8年3月

秋田県 生活環境部 温暖化対策課

1 特定事業者等の状況

- 令和7年7月31日現在、秋田県地球温暖化対策推進条例に基づき温室効果ガス排出抑制計画の提出義務がある特定事業者は134社、自主的に温室効果ガス排出抑制計画を策定している一般事業者は1社でした。
- 提出要件の区分、部門別の構成、業種の構成は下表のとおりです。

区分		事業者数	備考
特定事業者		134	
年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業者	産業	55	製造業:98%
	民生業務	74	公務:32%、卸売業・小売業:19%
	運輸	1	郵便業:100%
県内に規定台数を登録する自動車運送事業者	運輸	4	運輸業:100%
一般事業者		1	
自主的に温室効果ガス排出抑制計画を策定した事業者	産業	0	
	民生業務	0	
	運輸	1	運輸業:100%
合計		135	
特定事業者＋一般事業者	産業	55	
	民生業務	74	
	運輸	6	

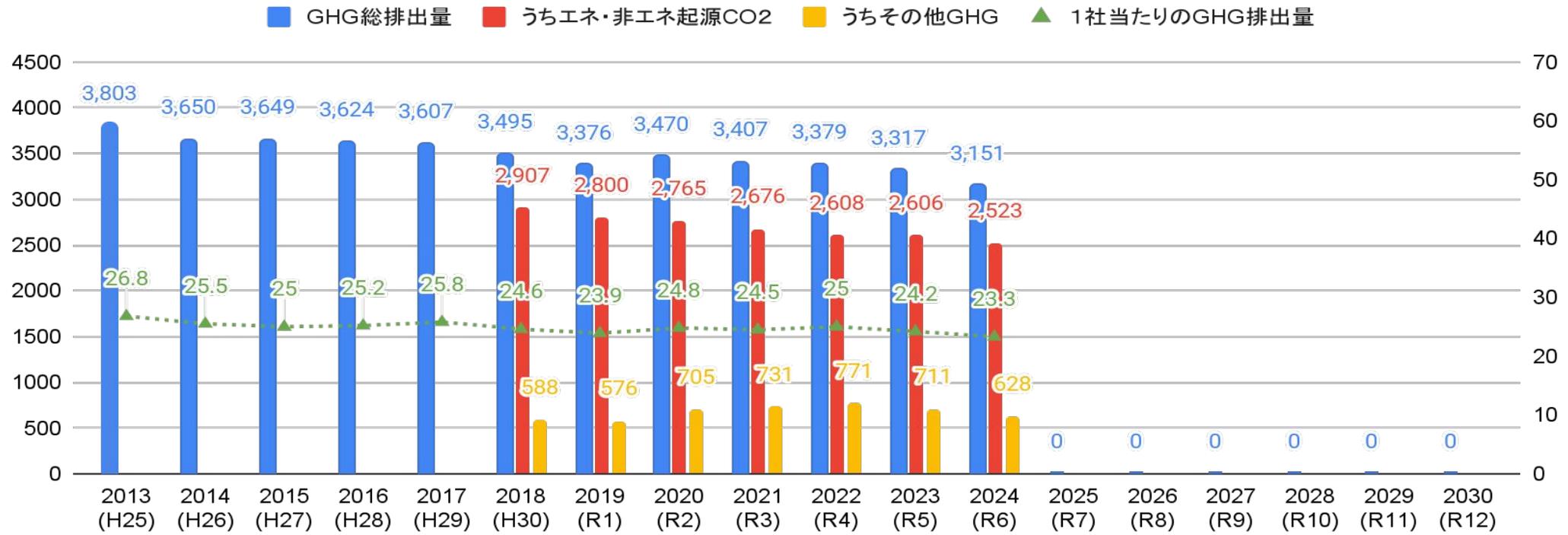
業種大分類	事業者数
製造業	54
公務(他に分類されるものを除く)	24
卸売業、小売業	14
医療、福祉	7
運輸業、郵便業	6
電気・ガス・熱供給・水道業	6
その他の業種	24
サービス業(他に分類されないもの)	4
教育、学習支援業	4
複合サービス事業	4
宿泊業、飲食サービス業	3
情報通信業	3
生活関連サービス業、娯楽業	2
金融業、保険業	1
鉱業、採石業、砂利採取業	1
不動産業、物品賃貸業	1
分類不能の産業	1
計	135

※1 秋田県地球温暖化対策推進条例第9条第4項の規定により計画が変更された場合、変更後の計画書の内容に基づいて数値を更新。

2 特定事業者等の温室効果ガス排出量(令和6年度実績値)及び経年推移

- 令和7年7月31日現在、特定事業者等の温室効果ガス排出量の合計は3,151千 t-CO₂でした。
- この数値は、各社が設定した基準年度の温室効果ガス排出量の合計(3,455千 t-CO₂)の91.2% でした。
- 特定事業者等の温室効果ガス排出量の合計は、第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の基準年度(平成25年度)以降で最小であり、1社当たりの温室効果ガス排出量も年々減少傾向にあります。

[単位: 千t-CO₂]



実績年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
GHG総排出量	3,803	3,650	3,649	3,624	3,607	3,495	3,376	3,470	3,407	3,379	3,317	3,151						
うちエネ・非エネ起源CO ₂						2,907	2,800	2,765	2,676	2,608	2,606	2,523						
うちその他GHG						588	576	705	731	771	711	628						
特定事業者等の数	142	143	146	144	140	142	141	140	139	135	137	135						
1社当たりのGHG排出量	26.8	25.5	25	25.2	25.8	24.6	23.9	24.8	24.5	25	24.2	23.3						

3 温室効果ガス排出抑制計画の目標設定及び達成状況

- 温室効果ガス排出抑制計画の目標設定の状況、令和7年度報告（令和6年度実績）を以て計画期間が終了した事業者の目標達成状況は以下のとおりです。

【単位：社】

区分		事業者数	温室効果ガス排出に関する抑制目標（総排出量）					
			うち原単位排出量を設定					
特定事業者	年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業者	130	130	—		79	—	
	計画期間中	114	114	—		69	—	
	計画期間終了(R6)	16	16	12	社達成	10	8	社達成
	県内に規定台数を登録する自動車運送事業者	4	4	—		1	—	
	計画期間中	4	4	—		1	—	
	計画期間終了(R6)	0	0	0	社達成	0	0	社達成
一般事業者	計画期間中	1	1	—		0	—	
	計画期間終了(R6)	0	0	0	社達成	0	0	社達成
計		135	135			80		

- 令和7年度報告（令和6年度実績）を以て計画期間が終了した16事業者のうち12事業者が目標を達成しました。（達成率：75%）
- 目標未達成となった4事業者 から挙げられた理由は次のとおりです。
 - ・計画当初より店舗数が増加した（エネルギー使用効率は向上）。
 - ・エネルギー使用量の削減に取り組んでいるが、既存設備のエネルギー効率の低下等により、想定よりも排出量の削減が進まなかった。
 - ・事業規模の拡大（事業所の増加、生産工程の変更）により排出量は増加（原単位排出量は目標を達成）
 - ・施設の移管を受けてエネルギー消費量が増加した。

4 温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施された取組

(令和7年度報告(令和6年度実績)を以て計画期間が終了した事業者の取組内容の一部をご紹介します)

- オフィス照明のLED化
 - 基本照明の調光による節電
 - 吹込み溶融炉への電子基板等発熱原料の積極使用
 - 自家発電の水力発電所の更新による発電効率向上
 - 照明・空調管理などの運用改善
 - 顧客使用量に合わせた製造装置の効率化運転
 - 事業所の新築時に県産材を利用(秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度証書の取得)
 - 再エネ由来電力への切替
 - 工場冷水のリターン使用による純水装置冷却効率アップ
 - 焼成炉排気ダクト保温による輻射熱抑制
 - 受変電設備更新による省エネ
 - コンプレッサー更新による電力量の削減
 - 高効率モーターへのブロー取り替え更新
 - 冷蔵冷凍機の高効率機器への更新
 - 冷蔵ケースの棚下照明LED化
 - 空調設備の高効率機器への更新
 - 環境マネジメントシステム運用に基づく室温温度の適正管理
 - デマンド監視装置設置による電力使用量の把握
 - エア配管の見直し・エアリーク点検と改善の実施
- ・・・etc



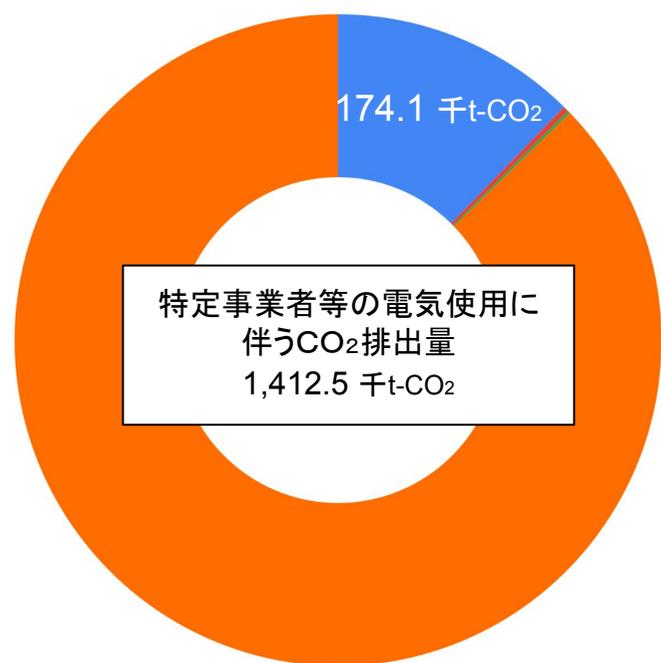
5 環境価値の活用等により温室効果ガスを抑制する取組の状況

- 再エネ由来電力への切替、自家発電した再生可能エネルギー電力の供給、J-クレジットや環境価値証書の活用などの取組によって抑制した温室効果ガス排出量は、秋田県地球温暖化対策推進条例第11条に基づく抑制量としてみなすことができます。
- 令和7年度報告で第11条に基づいて報告があった温室効果ガス排出量の抑制する取組の状況は次のとおりです。
(事業者は複数の取組を報告する場合があります)

【単位:社】

業種分類	再エネ由来電力への切替	再エネの他者への供給	J-クレジットの活用	環境価値証書の取得	森林保全・整備の取組	県産木材の利用
製造業	13			1		1
小売業		1		1		
通信業	1					
公務(他に分類されるものを除く)	1	2			1	
金融業、保険業	1					1
計	16	3	0	2	1	2

- 第11条に基づき報告された抑制量のうち、電力使用に伴う温室効果ガス排出量の抑制量が全体の約99%を占めます。
- 再エネ電力への切替により抑制した量は、合計で174.1千t-CO₂でした。
- FIT非化石証書の取得等、県内に由来する環境価値の利用により抑制した量は、合計で3.8千t-CO₂でした。
- 措置による電気使用に伴うCO₂排出量の抑制量の合計は、179.9千t-CO₂でした。これは特定事業者等の電気使用に伴うCO₂排出量の合計の12.7%に相当します。



- 再エネ電力への切替によるCO₂抑制量 (報告値の計) [t-CO₂]
- FIT非化石証書の取得によるCO₂抑制量 [t-CO₂]
- グリーン電力証書の取得によるCO₂抑制量 [t-CO₂]
- 再エネ電力の他者への供給によるCO₂抑制量 [t-CO₂]
- 再エネ以外の電気使用に伴うCO₂排出量の合計



6 温室効果ガス排出抑制計画書の提出状況(令和7年度提出分)

- 計画期間の終了や新たに特定事業者の要件を満たした事等により新規計画を策定した事業者数は次のとおり。
(代表者変更や数値修正による計画変更を行った事業者(第9条第4項案件)は除きます。)

【単位:社】

区分		事業者数	温室効果ガス排出に関する抑制目標(総排出量)	
			うち原単位排出量を設定	
特定事業者	年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業者	14	14	8
	県内に規定台数を登録する自動車運送事業者	0	0	0
一般事業者		1	1	1
計		15	15	9

- 各社から提出された新規計画では、以下のような基本方針や取組が盛り込まれています。
 - ・カーボンオフセットを検討 [製造業]
 - ・不要な照明の消灯等、節電、空調の適正管理による省エネルギーの徹底 [業種問わず]
 - ・省資源の徹底 [製造業]
 - ・再生可能エネルギーへの切替 [業種問わず]
 - ・親会社の環境方針・環境ビジョンに基づくエネルギー使用の合理化、非化石化の推進 [製造業]
 - ・環境マネジメントシステムに関する国際規格(ISO14001)の運用 [製造業]
 - ・デマンド監視装置設置による電力使用量の把握 [製造業]
 - ・省エネ設備の導入、IOTによる運用改善等 [小売業]
 - ・エネルギー消費の少ない照明器具や家電製品等への切り替え [医療業]
 - ・社内の省エネ改善提案制度の運用 [製造業]



本県全体のCO₂排出量に占める特定事業者等のCO₂排出量の割合[2022年度までの比較]

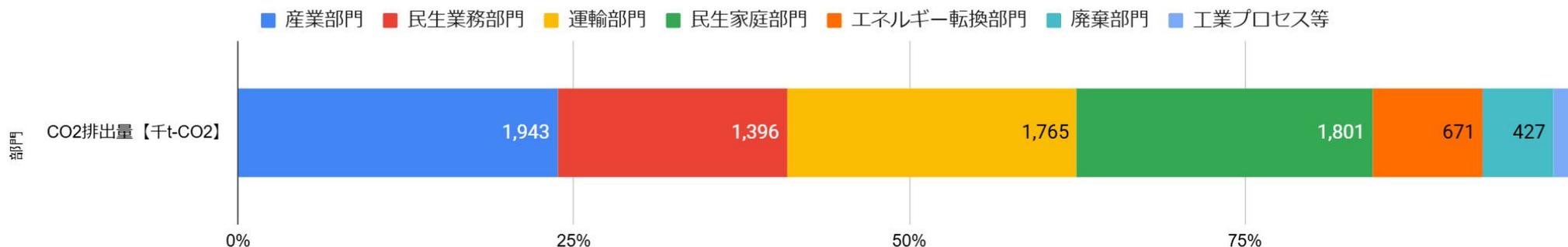
【注意】特定事業者の排出量は報告値、その他は県の推計値です。

【単位：千t-CO₂】

	県全体のCO ₂	3部門合計		産業部門		民生業務部門		運輸部門	
			特定事業者等		特定事業者等		特定事業者等		特定事業者等
2018年度	9,043	5,863	2,907	2,422	1,857	1,448	1,015	1,993	35
(H30)	32.1%	64.8%	49.6%	26.8%	76.7%	16.0%	70.1%	22.0%	1.8%
2019年度	8,520	5,581	2,800	2,289	1,772	1,340	994	1,952	34
(R1)	32.9%	65.5%	50.2%	26.9%	77.4%	15.7%	74.2%	22.9%	1.7%
2020年度	8,116	5,672	2,764	2,206	1,764	1,733	971	1,733	29
(R2)	34.1%	69.9%	48.7%	27.2%	80.0%	21.4%	56.0%	21.4%	1.7%
2021年度	8,552	5,453	2,676	2,300	1,717	1,426	930	1,727	29
(R3)	31.3%	63.8%	49.1%	26.9%	74.7%	16.7%	65.2%	20.2%	1.7%
2022年度	8,169	5,104	2,608	1,943	1,677	1,396	902	1,765	29
(R4)	31.9%	62.5%	51.1%	23.8%	86.3%	17.1%	64.6%	21.6%	1.6%
2023年度			2,605		1,669		908		28
(R5)									
2024年度			2,522		1,585		904		32
(R6)									

※ 算定手法の都合上、割合の合計が 100%にならない場合があります

2022年度(令和4年度)県全体のCO₂排出量を100%として場合の各部門の排出割合



県全体の排出量に対して特定事業者等の排出量が占める割合は **31.9%** (3部門合計に占める割合は **51.1%**)